

法第 4 8 条 第 5 4 条（用途地域 外壁の後退距離）

第一種低層住居専用地域内の附属建築物

予定建築物の建築前に、擁壁の築造などの造成工事と同時に附属建築物を建築する場合は次による。

1. 次の全てに該当する建築物は、法別表第 2（い）欄の第 1 0 号に該当するものとみなす。

- ① 自家用自動車車庫、ボイラー室又は物置等の用途に供し、法別表第 2（い）欄の第 1 号から第 9 号までに規定する建築物に通常附属するものと認められるものであること。
- ② 建築物は、階数が 1 を超えず、かつ、令第 1 条第 2 号に規定する地階に該当するものであること。